

# 3月は被保険者証の更新時期です！

現在、お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は**3月31日まで**となっています。  
 納期限内に国民健康保険税を完納している世帯に、新しい被保険者証を郵送しますので、まだ納付されていない場合は、早めの納付をお願いいたします。なお、国民健康保険税の未納がある世帯は、役場の国保窓口での被保険者証更新となります。

国民健康保険税	更新方法
未納がない世帯	<b>郵送での更新</b> ※平成29年2月28日時点、納付期限内に国民健康保険税を完納されている世帯 ※3月中に世帯全員分の被保険者証を世帯主宛てに簡易書留で郵送します。 ※事前に、郵送対象者であることを文書で通知することは特にありません。
未納がある世帯	<b>役場の国保窓口での更新</b> ※国民健康保険税の未納がある世帯(分割納付世帯も含む) ●窓口での更新日程 日時:平成29年3月10日(金)～31日(金) 平日9時～17時 場所:役場1階 福祉健康課 国保窓口(③番)

〇 問合せ 〇 福祉健康課 国保係 ☎966-1207

## 野外焼却は禁止されています！

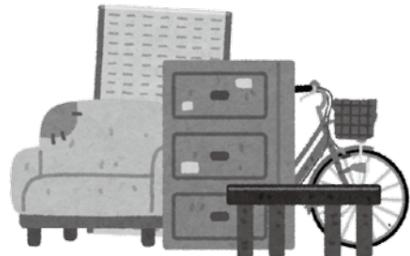
廃棄物処理法では、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく制しています。そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却することはできません。また、小型焼却炉であっても、法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。

野外焼却は罰則の対象となり、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人はさらに両罰規定で3億円以下の罰金に科せられます。**

**ストップ野焼き！**



## 恩納村一般廃棄物最終処分場への搬入について



最終処分場への搬入は粗大ごみのみとなっております。他のもえるごみ、もえないごみ、資源ごみは指定の袋に入れ、各字指定の収集日に出すようお願いします。

※粗大ごみとは…指定袋に入らないごみ  
 (例 机・タンス・ソファ・自転車等)

〇 問合せ 〇 村民課 生活環境係 ☎966-1205

## 平成29年度 恩納村第3子以降学校給食費免除のお知らせ

平成29年度より、幼稚園、小中学校へ通うお子さんが3人以上いらっしゃる多子世帯の保護者の負担を軽減するため、「恩納村第3子以降学校給食費免除」を次のとおり実施します。

条件に該当し、免除を希望する保護者の方は、申請書を提出してください。

### 1. 免除の内容

申請に基づき、恩納村立幼稚園・小・中学校に在園在学する3人目以降のお子さんの学校給食費を無料とします。

### 2. 免除対象者

- ・恩納村立幼稚園及び小・中学校に在園在学している園児児童生徒。
  - ・園児児童生徒と生計を同じくしていること。
  - ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある園児児童生徒を3人以上養育していること。
  - ・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・村民税の未納がないこと。
  - ・給食費及び幼稚園保育料に未納がないこと。
- ※ただし、生活保護、就学援助の認定を受けているお子さんは免除対象外とする。

### 3. 申請方法

各学校より申請書類を受け取り、所要事項を記入・証明書添付のうえ第3子の在学する学校事務室、給食センター、教育委員会へ提出してください。

※申請書は役場ホームページでもダウンロードできます。

### 4. 提出書類

- ・恩納村第3子以降学校給食費免除申請書(様式第1号)
- ・住民票謄本
- ・納税証明書(村税に未納がないこと)
- ・その他村長が特に必要があると認めた書類

### 5. 申請書受付

平成29年2月より受付しています。



〇 問合せ 〇 恩納村立学校給食センター 担当 比嘉 ☎966-8515

## 平成29年3月1日(水)～3月7日(火)は 子ども予防接種週間です



- 4月からの入園・入学・進級に備えて、まだ受けていない予防接種がないか親子(母子)健康手帳を開いて今一度確認しましょう。まだ受けていない予防接種があれば、医師と相談のうえ早めに接種しましょう。
- 期間中は**平日の午後6時以降**や**3月4日(土曜日)・3月5日(日曜日)**も予防接種を行う医療機関があります。詳しくは沖縄県医師会ホームページをご確認ください。
- 実施時間や曜日、予約受付等は医療機関により異なりますので、事前に各医療機関へお問い合わせください。

〇 問合せ 〇 福祉健康課 母子保健係 ☎966-1207